

令和 8 年度

おいらせ町農業委員会

第 3 回 総会議事録

期日 令和 8 年 6 月 1 1 日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第3回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎 402会議室
2. 開会期日 令和 8年 6月11日(木) 午後 5時01分
3. 閉会日時 令和 8年 6月11日(木) 午後 5時21分

4. 出席委員

1 番 上久保 辰視 君	2 番 袴田 光雄 君	3 番 岩崎 仁 君
4 番 吉田 良紀 君	5 番 柏崎 幸子 君	7 番 立花 友彦 君
8 番 田中 正幸 君	9 番 玉川 勉 君	11 番 久慈 弘子 君
12 番 日ヶ久保 亨 君	13 番 沼舘 廣志 君	14 番 松林 勝智 君

5. 欠席委員

6 番 日ヶ久保 浩幸 君、10 番 松林 一弥 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第9号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第10号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 報告第11号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について
- (4) 議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (5) 議案第6号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について
- (6) 議案第7号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (7) 議案第8号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について

7. 会議録署名委員

9 番 玉川 勉 君、11 番 久慈 弘子 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 勝徳 次長 木村 英樹 主幹 野崎 広典

9. 書 記 主幹 野崎 広典

開会 午後 5 時 1 分

議 長	(修 礼) ただ今から令和 8 年度第 3 回定例総会を開催します。 ただ今の出席委員数は、1 4 名中 1 2 名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 なお、6 番 日ヶ久保 浩幸 委員、 1 0 番 松林 一弥 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。 それでは、おいらせ町農業委員会会議規則第 2 8 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議なしと認め、9 番 玉川 勉 委員、1 1 番 久慈 弘子 委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の野崎主幹を指名いたします。 では、これより報告事項に入ります。 報告第 9 号「農地法第 3 条の 3 の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、報告第 9 号についてご説明いたします。 議案書の 1－1 から 1－2 ページをご覧ください。

	本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりであります。 以上で議案の説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 ただいまの報告第9号について、皆さんからの質疑を受けます。
1 3 番 (沼 舘 委 員)	はい。13番 沼舘です。 これにですね、農業委員会によるあっせん等の希望の有無「あり」、「なし」とありますけども、これはどこがどう違いますか。
事 務 局 (木村事務局次長)	はい、議長。それでは沼舘 委員の質問にお答えします。 このあっせんの希望の有無「あり」というのは、出し手受け手ということで町ホームページですとか、全国農業会議所ホームページにこの農地を売りますとか買いますということが、その「あっせん」に該当しますので、そういう方は「あり」となります。 逆に「なし」は自分で耕作するのであっせんはいりませんということで、「なし」ということになります。以上です。
1 3 番 (沼 舘 委 員)	いいですか。私も去年、私の母親が亡くなりまして相続したんですけども、これにのっかってこないんですけども。届出、司法書士から書類もらって一応出すことは出したんですけども、そういうことしたっていうのはのっかってこないんですよ。なんでかなって思っているんですよ。 何かというと、これ私も、人に貸しているんですけども。これ更新時期だったんですよ、ちょうど。だから早めに相続して私の名義で貸し借りや

	ったんですよ。それはちゃんとのっかったんですよ、貸し借り。その前の相続したっていうのがのっかってこないものですから、どういうものかなと思って今、この「あり」「なし」も聞いたんですけども。
事 務 局 (木村事務局次長)	はい、議長。沼舘 委員の質問にお答えします。 確かに私もそこはですね、気にしていました。というのは、今ご質問があるまで忘れていたんですけども、3条の3が届いておりません。 それを伝えるのを私、ちょっと忘れていまして。なので、こちらの方に載っていないというのが現状でございます。まず3条の3自体、届出がないということになっています。
1 3 番 (沼舘 委員)	私が届けてないということですか。
事 務 局 (木村事務局次長)	はい。
1 3 番 (沼舘 委員)	司法書士からは届いてないですか。
事 務 局 (木村事務局次長)	届いておりません。
1 3 番 (沼舘 委員)	その前に届いてなかったものですから、コピー取ったんですよ、役場で。それで代行するみたいな話をしたものだから、そのままにしておいた

	んですけども。
事 務 局 (木村事務局次長)	結論から言うと、届いていないのでこの３条の３の報告にあがってきていないということになります。
１ ３ 番 (沼 舘 委 員)	じゃあ、司法書士の方に話しなければいけない。
事 務 局 (木村事務局次長)	いえ、ご自身でもできます。全部事項証明書等があればですね、こちらであとはその３条の３を書いてもらうということで届出ができますので。
議 長	届いてないということは司法書士が届出やってくれてないということか。
事 務 局 (木村事務局次長)	司法書士さんからは届いていないです。そこ、再度お話していただければ大丈夫かと思imasuので。そのままこちらで報告ということになります。以上です。
１ ３ 番 (沼 舘 委 員)	わかりました。
議 長	あとないですか。よろしいですか。 (質疑・意見なし)

議 長	特にないようですので、報告第 9 号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第 10 号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、報告第 10 号についてご説明いたします。 議案書の 2 ページと、資料 1 をご覧ください。 照会は 1 件であり、内容については記載のとおりであります。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。 以上で説明を終わります。
議 長	はい、事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ないでしょうか。 (質疑・意見なし)
議 長	特に無いようですので、報告第 10 号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第 11 号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局	はい。それでは、報告第 11 号についてご説明いたします。

(柏崎事務局長)	議案書の３－１から３－８ページをご覧ください。 令和８年４月総会で決定した２０件について、中間管理機構から認可、公告を受けたことから、報告するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ないでしょうか。 (質疑・意見なし)
議 長	特にないようですので、報告第１１号は報告済みとさせていただきます。 次に議案事項に入ります。 議案第５号「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、議案第５号についてご説明いたします。 議案書の４－１から４－２ページをご覧ください。 今月の農地法第３条許可申請は２件であり、権利の内容は、所有権移転が１件、賃借権設定が１件です。 番号１は売買による所有権移転です。資料２をご覧ください。 譲渡人は■■■■■、譲受人は■■■■■。 土地の所在は 西下谷地の畑１筆、面積は５９３平方メートルとなっております。

	番号 2 は賃貸借による賃借権設定です。資料 3 から 6 をご覧ください。 譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。 土地の所在は 赤田前の田 9 筆、阿光坊の田 3 筆、神明前の田 1 筆の計 13 筆です。 面積は合計 30,268 平方メートルとなっております。 申請書を精査した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。 以上で説明を終わります。 議 長 はい。事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし) 議 長 質疑なしと認め、議案第 5 号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) 議 長 ご異議なしと認め、議案第 5 号を原案どおり決定いたします。 議案第 6 号「農地転用事業計画変更承認に係る意見について」を議題とします。
--	---

事務局 (柏崎事務局長)	事務局からの説明を求めます。 はい。それでは議案第6号についてご説明いたします。 議案書の5ページと資料7から9をご覧ください。 番号1は令和8年1月15日付で農地法第5条第1項による農地転用許可を受けています。 申請人は[REDACTED]。 土地の所在は、苗振谷地21番1、地目は畑、面積は1,171平方メートルです。 変更内容ですが、建築資材の急高騰や施工業者の事業遂行が高コストとなっていることに伴い、建築物の建築を当初の面積から縮小する計画としたものです。資金計画ですが、当初申請時の資金内で、事業を行います。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし)
議長	質疑なしと認め、議案第6号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	ご異議なしと認め、議案第 6 号は原案どおり決定いたします。 議案第 7 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは議案第 7 号についてご説明いたします。 議案書の 6 ページと資料 1 0 をご覧ください。 申請人は 。 土地の所在は、一川目二丁目の畑 1 筆、面積は 1, 0 0 6 平方メートルです。用途、転用の事由は農業用倉庫の建築となっております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
1 番 (上久保委員)	はい。1 番 上久保です。 それでは、調査の結果について説明します。 番号 1 の申請地は、農業用倉庫を建築しております。雨水は自然浸透させ、処理します。現地を確認したところ、概ね妥当と判断しました。 以上で説明を終わります。
議 長	調査員からの説明が終わりました。 つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。 番号１の農地区分は、１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第１種農地と判断しました。 申請者は、農業経営しており、規模拡大に伴い農業用倉庫の建築を計画しております。作業を効率的に行うため、申請者が所有する当該農地に至りました。不許可の例外にあたる農業用施設の建築に該当となります。 なお、この件については、自分の農地に農業用倉庫を建築する場合には農地法第４条の許可が必要ということを知らずに、令和３年に建築済みであった案件であります。現在も活用されていることから、許可申請の追認となりますことを申し添えます。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ないでしょうか。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第７号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議なしと認め、議案第７号を原案どおり決定いたします。 次に、議案第８号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について」を議題とします。

	本議案の中には、4 番 吉田良紀 委員、6 番 日ヶ久保浩幸 委員、8 番 田中正幸 委員が当事者となっている事案がございます。本来であればひとりひとり退出し、1 件ごとに審議し、進める流れですが、会議時間短縮のため、今回は出席している吉田 委員、田中 委員の 2 名に同時に退出していただいて、3 名分を審議する進行としたいと思います、ご異議ございませんか。 (意見無し)
議 長	ご異議はないようなので、3 名分、同時に審議する進捗で進めたいと思います。議案第 7 号 番号 1 3、1 5、1 6、1 9、2 5、2 6 は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、2 名の退出をお願いします。 (2 名 退席)
議 長	それでは、3 名が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏 崎 事 務 局)	はい。それでは、議案第 7 号 番号 1 3、1 5、1 6、1 9、2 5、2 6 についてご説明いたします。 議案書の 7－4、7－5、7－6、7－8 ページをご覧ください。 おいらせ町長より、令和 8 年 5 月 2 2 日付けで農用地利用集積等促進計画の意見を求められております。 内容は、使用貸借権が 4 件、賃借権が 2 件となっております。

		これにより集積される農地は21筆で、合計面積は40,150平方メートル（4.0ヘクタール）となります。 計画の内容につきましては、機構法第18条第5項の要件を満たしております。 以上で説明を終わります。
議	長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ないでしょうか。 （質疑・意見なし）
議	長	質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 （質疑・意見なし）
議	長	ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。2名の入室を認めます。 （2名 委員 入室）
議	長	吉田 委員と田中 委員の2名にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。 それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。

事 務 局 (柏 崎 事 務 局)	はい。それでは、議案第 8 号 残りの事案についてご説明いたします。 議案書の 7－1 から 7－1 2 ページをご覧ください。 内容は、使用貸借権が 2 0 件、賃借権が 7 件、売買が 1 件となっております。これにより集積される農地は 7 7 筆で、合計面積は 1 5 2 , 6 4 5 平方メートル (1 5 . 2 ヘクタール) となります。 計画の内容につきましては、機構法第 1 8 条第 5 項の要件を満たしております。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 (質 疑 ・ 意 見 な し)
議 長	質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (質 疑 ・ 意 見 な し)
議 長	ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 閉会の前に、事務局から報告事案があるようです。よろしく願いいたします。

事 務 局 (野崎主幹)	はい会長、事務局の野崎です。 前回総会の議案中、促進計画内の貸借において、畑の貸借であるのにもかかわらず、水代が計上されていたという内容について、事務局で調査した内容をお伝えします。 現在、おいらせ町内で畑として使用されているこのような場所は多く存在しているようです。 この契約によって今後も畑として活用する貸借となりますが、元々は水田として活用されていた時期があるため、現在も水代が生じる圃場であるとのことです。 そのような土地については、所有者または使用者が改良区に対して解約金を支払うか、水代を払い続けるかのどちらかの選択となるようです。 今回の場合は、貸借後も継続して水代を支払うこととしているため、そのような記載となることをお知らせいたします。 以上で報告を終わります。
議 長	はい、事務局からの報告が終わりました。皆さんよろしいですか？ (意見なし)
議 長	それでは、これで第3回おいらせ町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 午後 5時21分

この会議録は書記の記載したものであるが、相違ないことを証明するためここに署名押印する。

おいらせ町農業委員会

○ 議 長 伊藤 裕智

○ 9 番 玉川 勉

○ 11番 久慈 弘子